

令和5年度福島県社会福祉施設等物価高騰対策 事業補助金（児童養護施設等分）に係るQ & A

福島県こども未来局児童家庭課
令和5年7月5日施行

〈【共通】申請に必要な書類について〉

- Q 1 申請にあたって、請求書や領収書等の証憑書類の提出は必要か？
A 1 不要です。ただし、証憑書類は補助金の支払いのあった年度の翌年度から起算して5年間保管してください。
なお、県から証憑書類の提出を求められ、県の指定した期限までに証憑書類を提出いただけない場合は、補助金の返還を求める場合があります。

〈里親における申請の取り扱い〉

- Q 2 対象となる児童は？
A 2 申請日時点で県から6カ月以上里親委託を受けた児童です。

- Q 3 6か月の計算はどのように行うのか？
A 3 措置決定日を1日目として、180日目を6か月目として計算します。180日以上委託を受けている場合に申請が可能です。

- Q 4 複数の児童を委託されており、Aについては既に6か月以上委託されているが、Bについては3か月の委託となっている。この場合どのように申請したらよいか。
A 4 以下のいずれかにより申請願います。また、人数が3名以上の場合でも、以下の考え方を準用します。
① 【A・Bともに令和5年9月29日までに委託期間が6か月以上となる場合
この場合、A・Bともに申請書の提出期限は『令和5年9月29日』となります。
Bの委託期間が6か月以上となった日～令和5年9月29日までの間に、対象となる児童数を「2名」としてA・Bまとめて申請してください。】

②【Aは令和5年9月29日までに委託期間が6か月以上となり、Bは令和5年9月30日～令和6年3月8日の間に委託期間が6か月以上となる場合】
この場合、Aの分の申請書の提出期限は『令和5年9月29日』、Bの分の申請書の提出期限は『令和6年3月8日』となります。

お手数ですが以下のように2度申請してください。

〈1〉 令和6年1月11日までに、対象となる児童を「1名」として一度申請
(Aの分)

〈2〉 令和6年3月8日までに、対象となる児童を「1名」として再度申請
(Bの分)

②【Aは令和5年9月29日までに委託期間が6か月以上となり、Bは令和6年3月9日以降に委託期間が6か月以上となる場合】

この場合、Bについては補助対象となりません。

Aの分のみ『令和5年9月29日』までに、対象となる児童を「1名」として申請してください。

Q5 児童の一時保護委託を複数回受けており、今年度通算で一時保護委託を受けた日数が180日を超えた。この場合は申請可能か。

A5 今回は同一の児童を6か月以上受託している場合を対象としているため、申請できません。

〈児童養護施設・母子生活支援施設・ファミリーホーム・自立援助ホームにおける申請の取り扱い〉

Q6 「令和5年7月1日時点入所児童数（実人数）」とあるが、こどもの巣立ち見守り事業で入所させている児童は含むか。

A6 本事業における「入所児童数」は、措置入所となっている児童を対象としています。

このため、「こどもの巣立ち見守り事業」で入所支援を受けている児童や、一時保護委託を受けている児童については入所児童数に含みません。

〈【共通】対象経費について〉

Q 7 「燃料費、電気料金、措置又は委託を受けた児童の食事等に要する飲食物及び食材購入費」が対象となっているが、具体的にはどのような用途の費用を対象としているのか。

A 7 以下のような用途の費用に充てることを想定しています。
ただし、以下は例示ですので、対象か対象外か不明な場合は個別にお問い合わせ願います。

●燃料費

- (1)施設等における冷暖房用の灯油・重油・ガス購入費用
- (2)児童の送迎や職員の出張に使用する車両のガソリン・軽油購入費用
(燃料電池自動車等の場合は水素等の燃料の購入費用も対象)
- (3)施設等で児童の食事を調理する際に使用するガス購入費用
- (4)施設等における給湯に必要な灯油・重油・ガス購入費用

●電気料金

- (1)施設等の機能の維持、施設等におけるサービス提供及び児童の生活に必要な照明、各種電化製品、調理器具、給湯設備、冷暖房設備及び空調設備等の稼働に要する電気料金
- (2)児童の送迎や職員の出張に使用する車両(電気自動車等)の電気料金

●飲食物及び食材購入費

- (1)施設等において、入所する児童の食事に要する飲み物や食材を購入する費用
- (2)入所する児童のおやつ購入費用